

本号では、会員の皆さまから事務局へお問い合わせの多いご質問についてお答えいたします。

事務局へのお問い合わせの前に、ぜひご確認ください。

1. 年会費について

(1) 退会届の提出が年度初めの申請期限を過ぎてしまった場合、新年度分の会費を納めなければならないのでしょうか？

→ (回答)

会員情報の協調を図る目的で、日本協会や県協会の各規程に合わせた対応をしております。

そのため期限を過ぎて退会届をご提出された場合には、新年度分の会費が発生してしまいます。

毎年度末にはケアマネジャーやFacebook等を通じて告知しております。退会/変更のご連絡は、可能な限りお早目をお願い致します。

(2) 会費納付の督促通知が届きましたが、強制退会になるのを待っており、未納分の会費を納付するつもりもありません。督促通知を送らないでいただけませんか？

→ (回答)

強制退会の措置は、理事会において当該会員の情報を共有・協議した上で決定しております。

ご承知のことと存じますが、介護支援専門員という職種は社会的な信用に基づいて成り立っており、高い倫理性も求められる専門職です。

そのお立場を鑑みた上で、強制退会という意味合いを再度ご熟慮のうえ、速やかに未納分をお納めくださいますようお願い致します。

また、会費未納期間中でも、お申し出がない限りは、「会員」として対応致しております。連絡の際の通信費・郵送費など、それら諸経費は、すでに納付されている別の会員の会費により補われていることをご理解いただき、督促通知が届く前に会費を納付していただきますよう、重ねてお願い致します。

ます。

(3) 強制退会になった場合でも、未納分の会費を納付しないといけませんか？納付しなければならないという、法的根拠はあるのでしょうか？

→ (回答)

ご利用者の「介護保険サービス利用料の支払い」と同様にお考えいただき、規定通りの会費納付をお願い致します。

(2)(回答)と重複致しますが、会費未納の方に対しても諸経費が発生しており、その諸経費は他の会員の会費で補われているのが現状です。このことをご理解の上、速やかに会費納付をお願い申し上げます。

なお、民法では『自己都合退会や強制退会の扱いによらず、未納分会費の債権を5年間有する』とされています。法律上も会費納付義務があることを、ご理解いただきたく思っております。

(4) 会費未納会員への書面督促は事務的で冷たい感じがします。直接訪問し、対面での督促が好ましいのではないのでしょうか？

→ (回答)

当協議会では、まず書面による督促を2度行い、その後も納付確認ができない場合のみ、お電話で督促をさせていただいております。

書面による督促方法は、公共料金等においてもごく一般的に行われている方法であるということをご理解ください。

また、訪問による対面での督促につきましては、督促処理を行う事務局員が現任の介護支援専門員と兼務しており、時間や経費の観点からも、訪問対応は非常に困難であるということをご理解いただきたいと思います。

(5) 年度途中で退会した場合には、残余期間分の会費返金を受けられますか？

→ (回答)

当協議会の運営規程に則り、一度納付していただいた会費は返金できません。ただし、事務局までご相談いただければ、年度途中での退会希望でも、年度末退会としてお取り扱いも可能です。まずは事務局までご相談ください。

(6) 県協会（又は日本協会）に入会申し込みした覚えがないのに会費が請求されています。どうしてでしょうか？

→ (回答)

最後にご提出いただいている申請書（当協議会保存）の内容に基づいて請求させて頂いております。

誤請求により既にご入金頂いている場合は、速やかにご返金致します。

まずは当協議会事務局までお問い合わせください。

(7) 下半期から県協会（又は日本協会）へ入会した場合、会費は半額にならないのでしょうか？

→ (回答)

各協会規程では、下半期入会に関する規程がないため、どの時点で入会されても会費が半額等にはなりません。ご了承ください。

2. その他

(1) 県協会の会員にだけ、法定研修などの要項が送付されています。どうして市会員には送付されないのでしょうか？市会員になっていて何かメリットはあるのでしょうか？

→ (回答)

ご質問にある研修要項等の送付は、県協会の事業として実施されています。費用の面からも、当協議会の事業として送付ができません。予めご了承ください。

当協議会では、地域に根ざした研修会を会員向けに随時開催しております。また不定期ではありますが、FAX や Facebook 等を利用し様々な情報をご提供しております。

これらが、当協議会の会員になるメリットとお考えいただければ幸いです。

(2) 介護支援専門員実務研修受講試験（以下「試験」）の会場や受験料に不満があるのですが、改善してもらえないでしょうか？

→ (回答)

試験概要は福島県がその内容を定めており、当協議会では関与致しておりません。

実施主体である福島県担当課や県社協へ直接ご相談ください。

(3) 浜通りでは各種法定研修を開催しないのでしょうか？また、開催日程や研修時間にも不満があるのですが、改善していただくことはできませんか？

→ (回答)

法定研修の主催は県協会となっております。県協会事務局(Tel:024-924-7200)へ直接ご相談ください。

(4) 理事等の役員報酬額について、役職ごとの具体的な金額を会員へ公表したほうが、より透明性の高い組織になるのではないのでしょうか？

→ (回答)

会長をはじめ、理事・監事等の役員に対し、当協議会から報酬はいっさい支払われておりません。

支払われているものは業務に要した実費負担分のみです。

理事・監事等は個人の熱意や使命感のみで当協議会の運営を担っております。

会員の皆さま方には、これらを十分にご理解いただいた上で、当協議会運営へのご協力並びに運営を担う理事・監事等への応援を何卒よろしくお願い致します。

(5) 事務局員は専従職員のはずなのに、不在にしていることがあるのは、どうしてでしょうか？

→ (回答)

事務局員は、現任の介護支援専門員として本業をもっている兼務職員です。

そのため、ご利用者宅への訪問やサービス担当者会議等で事務局を不在にしていることがあります。予めご了承ください。

ご質問やご相談は、メールでもお受けしております。便利なメールの活用もご検討ください。

事務局 Mail : iwakicm@gmail.com

(6) 事務局員は会費で雇用されているのでしょうか？また具体的な報酬はどのくらいなのでしょう？

→ (回 答)

当協議会と事務局員は雇用関係にはありません。当協議会から事務局員へは、いか

なる報酬も支払われておりません。

支払われているものは業務に要した実費負担分のみとなります。

事務局では、「作業効率化」や「事務経費削減」のアイデアを随時募集しております。会員の皆さまのご意見をお寄せください。よろしくお願い致します。